

小田原市監査委員公表第10号

令和4年11月25日付け監査第174号の監査結果に基づき小田原市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 楊 隆 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」「風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書」に基づく指定管理者の避難場所等の開設及び運営の対応については、基本的な流れはマニュアル化されているが、市は指定管理者に対し、連絡体制や個別具体の対応内容（施設利用中の利用者への対応なども含む）についてもマニュアルに記載するよう指導し、指定管理者と市との間で共有する必要がある。	指定管理者により、「災害時における一時避難所開設・運営マニュアル」「風水害等発生時における一時避難所開設・運営マニュアル」において、連絡体制や利用者への周知の他、市職員による避難所運営における施設側としての補助など、具体的な対応等について、追加・修正された。また、避難所運営がより円滑に対応できるよう、避難所レイアウト案が作成された。 今後は、年度当初に市・指定管理者の両方で内容を都度確認し、必要事項があれば更新していく。
2	指定管理者は個人情報の取り扱いに関するマニュアルを作成していたが、当該マニュアルには、取り扱う	指定管理者作成の個人情報の取り扱いに関するマニュアルを確認した結果、実際の業務に準じた取り扱い

	<p>個人情報の範囲や実施手順など詳細な事項については記載されておらず、従事者には詳細な事項を口頭で周知しているとのことであった。また、市は指定管理者による個人情報の取り扱い状況を実地調査で定期的に確認していたが、取り扱いの基準となるものが明確な形で存在していない状態で取り扱いを確認していた。</p> <p>市は指定管理者が作成したマニュアルの内容を検証するとともに、取り扱う個人情報の範囲や実施手順など、従事者全員が適正に個人情報を取り扱うのに必要な事項を指定管理者に定めさせる必要がある。</p> <p>また、市が指定管理者による個人情報の取り扱い状況を確認する際には、定められた基準に沿って取り扱われているかについて確かめることにより、実効性を高めることが求められる。</p>	<p>や、具体的な対応等の記載がなかった。</p> <p>そのため、指定管理者に改定を指導したところ、新たに「おだわら市民交流センターUMECO個人情報取扱基本方針」及び「おだわら市民交流センターUMECO情報取扱手順」が提出され、取り扱う情報の基準や実施手順が定められた。また、UMECO従事者には当該資料を基に職場内研修が行われ、個人情報の管理徹底と情報共有が図られた。</p> <p>市は新たに提出された個人情報取扱基本方針等が順守されているか、年度ごとにUMECOに赴き確認していく。</p>
3	<p>基本協定では、指定管理者は年2回以上利用者の需要を把握し、その結果を報告書で市に報告するものとしている。報告書には、施設の貸館機能については把握した需要が記載されていたが、施設に期待されている6つの中間支援機能については、一定の需要把握はされていたものの報告書に記載されていなかった。</p>	<p>指定管理施設の中間支援機能における需要把握と対策に努めるよう指導したところ、UMECO登録の市民活動団体に対し、新たに市民活動の活発化とUMECOの取り組みの充実を図るためのアンケートが実施された。</p> <p>今後はこの結果をUMECOの中間支援機能の充実に向け事業等に反</p>

当施設にとって、6つの中間支援機能は重要であることから、市は6つの中間支援機能についての需要把握の結果とその対応等についても指定管理者に記載させるよう指導する必要がある。

映させていくよう、また、月報内で施設利用者からの意見を集約した報告や、指定管理者が年に1度施設利用者に対して実施しているアンケートは継続させ、UMECOの中間支援機能充実と稼働率向上につなげていくよう指導していく。